

自動車特定整備事業の 認証取得をお考えのみなさまへ

Q. 認証とは？

A. 自動車の特定整備を行うことを業とする場合には、特定整備を行う事業場ごとに地方運輸局長の認証を受けなければなりません。

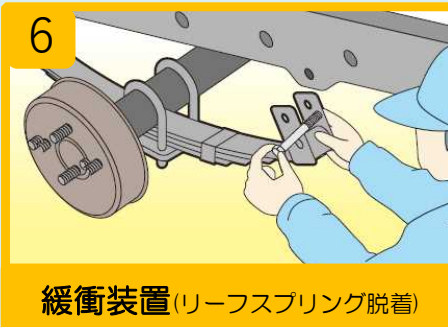
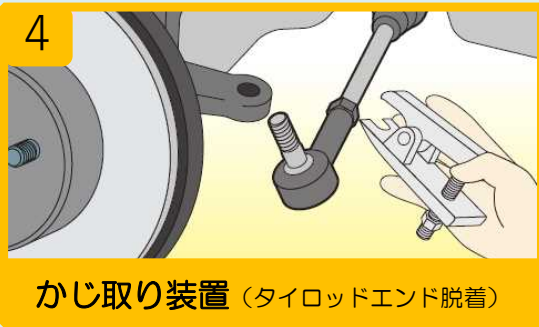
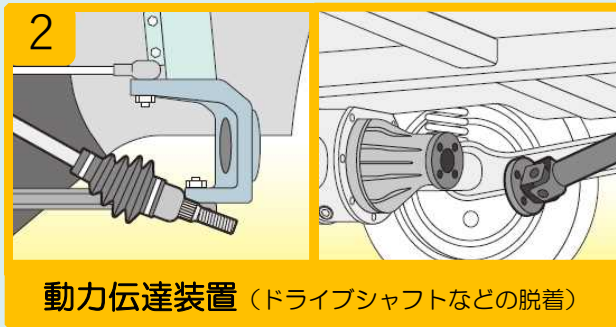


認証を受けないまま特定整備を行うと、**50万円以下の罰金**が科されます。



Q. 特定整備とは？

A. 以下の作業が特定整備となります。 **1～6 分解整備** **7 電子制御装置整備** ※各項目の詳細は二次元バーコードからご確認いただけます。(中国運輸局ホームページリンク)



申請案内
(分解整備+電子) (電子のみ)



申請書様式

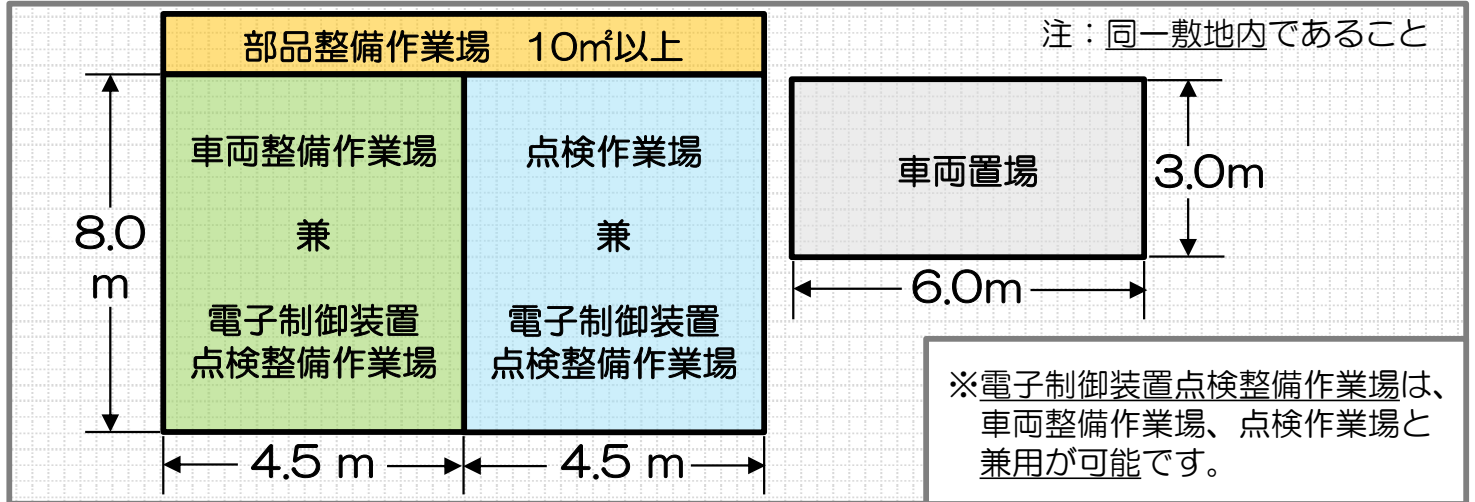


Q. 認証を受けるためには？



A. 『①作業場』 『②作業機械』 『③工員』 の基準があります。

①作業場の基準 《例：普通（小型）＝乗用車、最大積載量2 t以下の貨物車》



②作業機械の基準

プレス、エア・コンプレッサ、ジャッキ・・・etc

対象の自動車や整備などの種類によって、必要となる作業機械や工具を備えることとなります。

③工員の基準

① 工員は2人以上



② 整備主任者を選任

1級整備士

or

2級整備士

(所定の講習が必要)

③整備士の保有割合



工員2～4人

=1人以上

工員5～8人

=2人以上

Q. 電子制御装置整備とは？

A. 特定整備のうち、自動ブレーキ等に使用される前方を監視するカメラやレーダーなどの脱着・調整や自動運行装置の整備など 7 に該当する整備をいいます。



Q. 電子制御装置整備を扱う整備主任者の要件は？

A. 運輸支局が行う「電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習」を修了する必要があります。（1級整備士は免除）



整備用スキャンツールリスト

一般社団法人日本自動車機械器具工業会ホームページ



FAQ～よくある問合せ～



詳細は

中国運輸局
自動車技術安全部

※二次元バーコードからもご確認いただけます。

